

消費者契約の条項の開示要請  
(消費者契約法第12条の3第1項に基づく要請)

令和8年9月29日

〒170-0002

東京都豊島区巣鴨 2-11-4 第3高橋ビル

一般社団法人終活協議会 御中

〒060-0002

札幌市中央区北2条西13丁目1-10 札幌第一会計ビル3階

内閣総理大臣認定 特定適格消費者団体・適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

理事長 松 久 三 四 彦

TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887

Mail: [hocnet1222@alto.ocn.ne.jp](mailto:hocnet1222@alto.ocn.ne.jp)

第1 消費者契約の条項の開示の要請

当法人は、貴法人に対して、消費者契約法第12条の3第1項に基づき、消費者契約の条項の開示を要請いたします。

1 開示を要請する消費者契約の条項の要旨

貴法人において、不特定かつ多数の消費者との間で使用している、保証人代行サービスに関する契約条項

2 要請の理由

(1) これまで、当法人と貴法人の間で、貴法人の使用する保証人代行サービスに関する契約条項につき申入れ協議を行いましたが、そのうち、コンサル費用につき、令和8年8月7日付「再申入書」において消費者契約法9条1項1号に該当して無効である旨申入れを行いました。ところが、貴法人におい

て、同年9月10日付「回答書」により、同条項に抵触しない旨回答されました。

そのため、貴法人において、不特定多数の消費者との間で、消費者契約法に抵触する条項を使用するおそれがあるものといえます。

- (2) また、貴法人からは、当法人の申入れに対し、令和8年2月27日付「回答書」及び同年7月2日付「回答書」において、一部条項につき修正・削除を行う旨表明いただきました。

もともと、現在まで、修正された契約条項を含む保証人代行サービス契約書の書式については当法人に送付されていないところです。そのため、上記表明いただいた消費者契約法に抵触する条項についても未だ使用するおそれがあるものと言えます。

- (3) したがって、前記1項のとおり、消費者契約の条項の開示を要請します。

### 3 希望する開示の実施の方法及び開示を実施するために必要な事項

開示の実施の方法として、使用されている契約条項が記載されている書式を、書面にて、当法人事務所の住所宛てに郵送でお送りください。

## 第2 回答の期限など

以上の照会に対しまして、令和8年10月30日までに、ご回答くださいますよう、お願い申し上げます。なお、貴法人からのご回答の有無及びその内容は、当法人の活動目的のためにホームページ等にて公表させていただきます。また、ご開示いただきました契約条項に関して、当法人からの申入れ等に係る契約条項は、消費者への情報提供のため、公表することがございます。